

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第64期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 I D E C 株式会社

【英訳名】 IDEC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 船木俊之

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号

【電話番号】 大阪 (06)6398 2500番 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理担当 西山嘉彦

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号

【電話番号】 大阪 (06)6398 2500番 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理担当 西山嘉彦

【縦覧に供する場所】 I D E C 株式会社東京本社
(東京都港区港南4丁目1番8号(リバーージュ品川))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第3四半期 連結累計期間	第64期 第3四半期 連結累計期間	第63期 第3四半期 連結会計期間	第64期 第3四半期 連結会計期間	第63期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	15,709	22,911	5,870	7,687	22,443
経常利益又は経常損失() (百万円)	695	1,798	130	560	294
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失() (百万円)	354	1,166	86	365	277
純資産額 (百万円)			24,387	24,496	24,614
総資産額 (百万円)			34,614	35,977	35,895
1株当たり純資産額 (円)			780.62	782.70	787.63
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期(当期)純損失金額() (円)	11.41	37.49	2.79	11.76	8.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)		37.44			
自己資本比率 (%)			70.2	67.7	68.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,304	1,303			2,377
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,842	179			4,056
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,821	1,252			1,573
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)			5,987	6,454	6,654
従業員数 (名)			1,802	1,952	1,942

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第63期第3四半期連結累計期間及び第63期は1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、第63期第3四半期連結会計期間及び第64期第3四半期連結会計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,952 (474)
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	759 (263)
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	5,858	
アジア・パシフィック	1,069	
合計	6,927	

- (注) 1.セグメント間取引については、相殺消去しております。
2.金額は、販売価格によっております。
3.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	5,301		2,652	
北米	834		99	
欧州	153		129	
アジア・パシフィック	1,123		1,391	
合計	7,413		4,272	

- (注) 1.セグメント間取引については、相殺消去しております。
2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
日本	5,386	
北米	883	
欧州	160	
アジア・パシフィック	1,258	
合計	7,687	

- (注) 1.セグメント間取引については、相殺消去しております。
2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における当社を取り巻く環境は、世界経済の減速懸念や円高の急激な進行などにより不透明感が増したものの、中国を中心とした好調なアジア地域経済を背景に引き続き設備投資需要が堅調な中で推移しております。

このような中、当社グループの売上高は堅調に推移し、主力の制御用操作スイッチをはじめ、安全関連製品などの需要の回復、LED照明の需要拡大が進んだ結果、国内売上高は、49億2千万円（前年同四半期比27.7%増）となり、海外売上高は、中国を中心にアジア地域での制御機器製品群の需要の拡大、欧州地域向けの制御装置及びFAシステム製品の回復を受け、27億6千7百万円（前年同四半期比37.3%増）となりました。グループ全体の売上高は、76億8千7百万円（前年同四半期比31.0%増）となりました。

利益面におきましては、増収効果による利益増と費用削減等により、営業利益は、6億4千7百万円（前年同四半期は2千1百万円の営業利益）となりました。また、経常利益は、5億6千万円（前年同四半期は1億3千万円の経常利益）、四半期純利益は3億6千5百万円（前年同四半期は8千6百万円の四半期純利益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

制御用操作スイッチをはじめとした安全関連製品などの需要回復、LED照明の需要拡大が進んだ結果、売上高は63億9百万円となり、セグメント利益は2億9千2百万円となりました。

北米

売上高は8億9千6百万円となり、セグメント利益は6千6百万円となりました。

欧州

制御装置及びFAシステム製品の需要回復が進み、売上高は1億6千万円となり、セグメント利益は8百万円となりました。

アジア・パシフィック

中国市場を中心に需要は好調を維持しており、特に制御機器製品群の需要が拡大し、売上高は18億9千5百万円となり、セグメント利益は2億5千5百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産の額は、前連結会計年度末より8千2百万円増加し、359億7千7百万円となりました。これは、主に繰延税金資産やその他の投資が減少した一方で、受取手形及び売掛金やたな卸資産が増加したことによるものです。

負債総額は、前連結会計年度末より1億9千9百万円増加し、114億8千1百万円となりました。これは、短期借入金が増加した一方、支払手形及び買掛金及び資産除去債務が増加したことによるものです。

純資産につきましては、為替換算調整勘定のマイナス残高の増加に伴い、前連結会計年度末より1億1千7百万円減少し244億9千6百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より2億円減少し、64億5千4百万円となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益の計上により1億3千4百万円の収入になりました。

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得などにより1億2千9百万円の支出となりました。

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより3億5千5百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は5億3千4百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末現在における重要な設備投資の計画について、当第3四半期連結会計期間に重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,224,485	38,224,485	東京証券取引所 市場第1部 大阪証券取引所 市場第1部	単元株式数は100株であります。
計	38,224,485	38,224,485		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき下記(イ)の新株予約権を、また、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき下記(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)の新株予約権を発行しております。

(イ)

株主総会の特別決議日(平成17年6月17日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	13,420個(注)1,3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,342,000株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,358円(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格：1,358円 資本組入額：権利行使によって新株を発行する場合には、新株発行価額の1/2(1円未満の端数は切り下げ)を資本に組み入れないものとする。ただし、自己株式を充当する場合は、資本金への組み入れは行わない。
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、当社執行役員および従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、本新株予約権がストックオプションを目的として発行されるものであることに鑑み、「第4回新株予約権割当契約書」において、譲渡ができないことを規定するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 発行日以降、54名退職により、新株予約権の数707個と新株予約権の目的となる株式の数70,700株は、失権しております。

(口)

株主総会の特別決議日(平成18年6月9日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	846個(注)1,3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,600株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,979円(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:1,979円 資本組入額:権利行使によって新株を発行する場合には、新株発行価額の1/2(1円未満の端数は切り下げ)を資本に組み入れないものとする。ただし、自己株式を充当する場合は、資本金への組み入れは行わない。
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、本新株予約権がストックオプションを目的として発行されるものであることに鑑み、「第5回新株予約権割当契約書」において、譲渡ができないことを規定するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 発行日以降、14名退職により、新株予約権の数48個と新株予約権の目的となる株式の数4,800株は、失権しております。

4. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記(2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(八)

株主総会の特別決議日(平成19年6月8日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	265個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,500株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,406円(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:1,406円 資本組入額:権利行使によって新株を発行する場合には、新株発行価額の1/2(1円未満の端数は切り下げ)を資本に組み入れないものとする。ただし、自己株式を充当する場合は、資本金への組み入れは行わない。
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、本新株予約権がストックオプションを目的として発行されるものであることに鑑み、「第6回新株予約権割当契約書」において、譲渡ができないことを規定するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記(2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(二)

株主総会の特別決議日(平成20年6月12日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	70個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,002円(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:1,002円 資本組入額:権利行使によって新株を発行する場合には、新株発行価額の1/2(1円未満の端数は切り下げ)を資本に組み入れないものとする。ただし、自己株式を充当する場合は、資本金への組み入れは行わない。
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「第7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、本新株予約権がストックオプションを目的として発行されるものであることに鑑み、「第7回新株予約権割当契約書」において、譲渡ができないことを規定するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記(2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(ホ)

株主総会の特別決議日(平成21年6月12日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,754個(注)1,3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	475,400株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり718円(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日～平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:718円 資本組入額:権利行使によって新株を発行する場合には、新株発行価額の1/2(1円未満の端数は切り下げ)を資本に組み入れないものとする。ただし、自己株式を充当する場合は、資本金への組み入れは行わない。
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「第8回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、本新株予約権がストックオプションを目的として発行されるものであることに鑑み、「第8回新株予約権割当契約書」において、譲渡ができないことを規定するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 発行日以降、23名退職により、新株予約権の数126個と新株予約権の目的となる株式の数12,600株は、失権しております。

4. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記(2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(へ)

株主総会の特別決議日(平成22年6月18日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	371個(注)1, 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,100株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり773円(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日～平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:773円 資本組入額:権利行使によって新株を発行する場合には、新株発行価額の1/2(1円未満の端数は切り下げ)を資本に組み入れないものとする。ただし、自己株式を充当する場合は、資本金への組み入れは行わない。
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「第9回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、本新株予約権がストックオプションを目的として発行されるものであることに鑑み、「第9回新株予約権割当契約書」において、譲渡ができないことを規定するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 発行日以降、1名退職により、新株予約権の数9個と新株予約権の目的となる株式の数900株は、失権しております。

4. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記(2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		38,224		10,056		5,000

(6) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在の株主名簿により、当第3四半期連結会計期間における大株主の異動が判明しました。

なお、平成22年12月31日現在の株主の状況は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,593	6.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,398	3.66
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5号	1,312	3.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,124	2.94
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	1,029	2.69
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	871	2.28
船木俊之	大阪府箕面市	838	2.19
藤田慶二郎	大阪府箕面市	773	2.02
船木幹雄	大阪府箕面市	625	1.64
船木恒雄	大阪府箕面市	607	1.59
計		11,174	29.23

(注) 1. 自己株式として平成22年12月31日現在7,112千株(18.61%)を保有しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,593千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,398千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	871千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,112,500		権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,090,200	310,902	同上
単元未満株式	普通株式 21,785		同上
発行済株式総数	38,224,485		
総株主の議決権		310,902	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれて
おります。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式64株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) I D E C 株式会社	大阪市淀川区西宮原1丁目 7番31号	7,112,500		7,112,500	18.61
計		7,112,500		7,112,500	18.61

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	934	899	784	919	903	805	763	712	778
最低(円)	831	741	688	739	750	742	644	657	670

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,954	6,654
受取手形及び売掛金	3 5,495	4,631
商品及び製品	3,620	3,048
仕掛品	784	710
原材料及び貯蔵品	2,115	1,967
繰延税金資産	894	530
その他	459	628
貸倒引当金	37	41
流動資産合計	20,285	18,131
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,565	3,572
機械装置及び運搬具(純額)	854	927
工具、器具及び備品(純額)	443	507
土地	4,403	4,350
リース資産(純額)	342	331
建設仮勘定	2,753	3,010
有形固定資産合計	1 12,363	1 12,700
無形固定資産		
投資その他の資産	634	736
投資有価証券	874	807
繰延税金資産	795	1,547
その他	1,142	2,066
貸倒引当金	118	94
投資その他の資産合計	2,694	4,326
固定資産合計	15,692	17,763
資産合計	35,977	35,895
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,702	3,323
短期借入金	2,498	2,997
リース債務	150	155
未払法人税等	243	155
未払金	558	476
未払費用	638	1,110
預り金	1,458	1,448
賞与引当金	349	-
その他	54	43
流動負債合計	9,654	9,710

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
固定負債		
リース債務	243	228
退職給付引当金	1,347	1,275
役員退職慰労引当金	57	60
資産除去債務	177	-
その他	-	6
固定負債合計	1,826	1,570
負債合計	11,481	11,281
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,056	10,056
資本剰余金	9,690	9,690
利益剰余金	13,221	12,677
自己株式	6,395	6,394
株主資本合計	26,574	26,030
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	66
為替換算調整勘定	2,199	1,459
評価・換算差額等合計	2,222	1,525
新株予約権	59	43
少数株主持分	85	64
純資産合計	24,496	24,614
負債純資産合計	35,977	35,895

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	15,709	22,911
売上原価	8,969	12,597
売上総利益	6,739	10,313
販売費及び一般管理費	1 7,590	1 8,195
営業利益又は営業損失()	851	2,118
営業外収益		
受取利息	14	13
受取配当金	13	9
受取賃貸料	62	68
助成金収入	247	4
その他	44	42
営業外収益合計	381	138
営業外費用		
支払利息	53	51
持分法による投資損失	24	6
為替差損	76	320
減価償却費	36	35
その他	35	43
営業外費用合計	225	457
経常利益又は経常損失()	695	1,798
特別利益		
固定資産売却益	0	283
投資有価証券売却益	50	-
貸倒引当金戻入額	23	0
特別利益合計	74	283
特別損失		
固定資産売却損	0	6
固定資産廃棄損	1	0
会員権評価損	0	-
固定資産臨時償却費	64	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	156
特別損失合計	66	163
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	687	1,919
法人税、住民税及び事業税	146	382
過年度法人税等	117	-
法人税等調整額	343	345
法人税等合計	314	727
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,191
少数株主利益又は少数株主損失()	18	25
四半期純利益又は四半期純損失()	354	1,166

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	5,870	7,687
売上原価	3,266	4,256
売上総利益	2,603	3,431
販売費及び一般管理費	1 2,581	1 2,784
営業利益	21	647
営業外収益		
受取利息	4	4
受取配当金	0	0
持分法による投資利益	22	-
為替差益	36	-
受取賃貸料	20	23
助成金収入	51	2
その他	14	8
営業外収益合計	150	40
営業外費用		
支払利息	18	15
持分法による投資損失	-	1
為替差損	-	87
減価償却費	12	12
その他	10	9
営業外費用合計	41	127
経常利益	130	560
特別利益		
固定資産売却益	0	7
貸倒引当金戻入額	0	-
特別利益合計	0	7
特別損失		
固定資産売却損	0	1
固定資産廃棄損	0	0
特別損失合計	0	1
税金等調整前四半期純利益	130	567
法人税、住民税及び事業税	73	88
法人税等調整額	29	106
法人税等合計	43	195
少数株主損益調整前四半期純利益	-	371
少数株主利益	0	5
四半期純利益	86	365

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	687	1,919
減価償却費	921	894
貸倒引当金の増減額(は減少)	9	23
退職給付引当金の増減額(は減少)	20	78
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	156
受取利息及び受取配当金	27	23
支払利息	53	51
為替差損益(は益)	27	119
持分法による投資損益(は益)	24	6
投資有価証券売却損益(は益)	50	-
固定資産臨時償却費	64	-
固定資産売却損益(は益)	0	277
固定資産廃棄損	1	0
売上債権の増減額(は増加)	64	1,117
たな卸資産の増減額(は増加)	1,111	1,035
仕入債務の増減額(は減少)	389	659
その他	221	62
小計	1,552	1,519
利息及び配当金の受取額	27	23
利息の支払額	66	64
法人税等の支払額	209	174
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,304	1,303
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,070	568
有形固定資産の売却による収入	0	878
無形固定資産の取得による支出	450	126
投資有価証券の取得による支出	1	1
投資有価証券の売却による収入	56	-
少数株主からの子会社株式の追加取得による支出	52	-
長期貸付金の回収による収入	2	2
敷金及び保証金の差入による支出	358	-
その他	31	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,842	179

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	2,600	500
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	-	0
配当金の支払額	631	615
少数株主への配当金の支払額	-	1
リース債務の返済による支出	146	135
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,821	1,252
現金及び現金同等物に係る換算差額	117	430
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	833	200
現金及び現金同等物の期首残高	6,821	6,654
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,987	6,454

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ4百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は160百万円減少しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末のたな卸高の算出に関しては、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
税金費用の計算	連結子会社は、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、23,864百万円であります。	1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、23,641百万円であります。
2 関連会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 IDEC DATALOGIC(株) 30百万円	2 関連会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 IDEC DATALOGIC(株) 75百万円
3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 57百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の内訳は次の通りであります。	1 販売費及び一般管理費の内訳は次の通りであります。
給料 2,646百万円	給料 2,645百万円
賞与 246百万円	賞与 292百万円
賞与引当金繰入額 160百万円	賞与引当金繰入額 179百万円
退職給付費用 246百万円	退職給付費用 213百万円
減価償却費 372百万円	減価償却費 395百万円
賃借料 551百万円	賃借料 521百万円
研究開発費 1,305百万円	研究開発費 1,559百万円
その他 2,061百万円	その他 2,388百万円
計 7,590百万円	計 8,195百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の内訳は次の通りであります。	1 販売費及び一般管理費の内訳は次の通りであります。
給料 867百万円	給料 874百万円
賞与引当金繰入額 160百万円	賞与引当金繰入額 179百万円
退職給付費用 80百万円	退職給付費用 65百万円
減価償却費 124百万円	減価償却費 134百万円
賃借料 178百万円	賃借料 174百万円
研究開発費 446百万円	研究開発費 534百万円
その他 724百万円	その他 820百万円
計 2,581百万円	計 2,784百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)										
<p>1 現金及び現金同等物の当第3四半期末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,987百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,987百万円</td> </tr> </table> <p>なお、預入期間が3ヵ月を超える預金や、流動性が高く、容易に換金可能な、しかも価値変動リスクが僅少な短期投資が含まれていないため「現金及び預金」勘定と「現金及び現金同等物」四半期末残高は一致しております。</p>	現金及び預金勘定	5,987百万円	現金及び現金同等物	5,987百万円	<p>1 現金及び現金同等物の当第3四半期末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">6,954百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">500百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,454百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	6,954百万円	預入期間が 3ヶ月超の定期預金	500百万円	現金及び現金同等物	6,454百万円
現金及び預金勘定	5,987百万円										
現金及び現金同等物	5,987百万円										
現金及び預金勘定	6,954百万円										
預入期間が 3ヶ月超の定期預金	500百万円										
現金及び現金同等物	6,454百万円										

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	38,224,485

2.自己株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	7,112,564

3.新株予約権等の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社			59
合計			59

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月11日 取締役会	普通株式	311	10	平成22年3月31日	平成22年5月31日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	311	10	平成22年9月30日	平成22年11月30日	利益剰余金

(2)基準日が当第3四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社グループは、制御機器関連製品及び商品の製造、販売を主たる事業として行っております。従たる事業として、マーキングシステムの製造、販売等を行っておりますが、小規模な事業であり、全セグメントの売上高の合計及び営業損益の合計額に占める各割合が、いずれも10%未満でありますので、事業の種類別セグメントの記載は省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・パ シフィック (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	4,029	811	138	890	5,870		5,870
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	693	14	1	464	1,172	(1,172)	
計	4,722	826	140	1,354	7,043	(1,172)	5,870
営業利益又は営業損失()	175	20	8	152	5	16	21

(注) 1. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法

地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

北 米.....米国、カナダ

欧 州.....ドイツ、イギリス

アジア・パシフィック.....中華人民共和国、台湾、オーストラリア、シンガポール

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・パ シフィック (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,408	2,384	458	2,457	15,709		15,709
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,918	43	3	1,045	3,011	(3,011)	
計	12,326	2,428	461	3,503	18,720	(3,011)	15,709
営業利益又は営業損失()	1,290	16	38	229	1,005	154	851

(注) 1. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法

地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

北 米.....米国、カナダ

欧 州.....ドイツ、イギリス

アジア・パシフィック.....中華人民共和国、台湾、オーストラリア、シンガポール

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	北米	欧州	アジア・ パシフィック	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	804	360	828	22	2,016
連結売上高(百万円)					5,870
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	13.7	6.1	14.1	0.4	34.3

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法

地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

北 米.....米国、カナダ

欧 州.....ドイツ、イギリス、フランス、デンマーク等

アジア・パシフィック.....中華人民共和国、台湾、オーストラリア、シンガポール等

その他の地域.....中南米等

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	北米	欧州	アジア・ パシフィック	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	2,365	1,054	2,316	46	5,782
連結売上高(百万円)					15,709
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.1	6.7	14.7	0.3	36.8

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法

地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

北 米.....米国、カナダ

欧 州.....ドイツ、イギリス、フランス、デンマーク等

アジア・パシフィック.....中華人民共和国、台湾、オーストラリア、シンガポール等

その他の地域.....中南米等

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として制御機器関連製品の製造及び販売を行っております。製造については、当社が主に行っており、国内子会社1社より一部の製品の供給を、アジア・パシフィックの海外子会社2社より一部の製品及び部品の供給を受けております。国内市場への販売は当社及び国内グループ会社が行っており、海外市場への販売は、主にその地域の海外子会社により販売を行っております。現地法人は、それぞれ独立した経営単位であり、各地域に適した戦略を立案し事業戦略を展開しております。

したがって、当社グループは、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「北米」、「欧州」及び「アジア・パシフィック」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	北米	欧州	アジア・パシフィック	
売上高					
外部顧客への売上高	15,996	2,810	483	3,620	22,911
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,912	50	0	2,045	5,009
計	18,909	2,860	483	5,665	27,920
セグメント利益	1,080	181	31	792	2,085

(注) 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- ・北米.....米国、カナダ
- ・欧州.....ドイツ、イギリス
- ・アジア・パシフィック.....中華人民共和国、台湾、オーストラリア、シンガポール

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	北米	欧州	アジア・パシフィック	
売上高					
外部顧客への売上高	5,386	883	160	1,258	7,687
セグメント間の内部売上高 又は振替高	922	13	0	637	1,573
計	6,309	896	160	1,895	9,261
セグメント利益	292	66	8	255	623

(注) 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- ・北米.....米国、カナダ
- ・欧州.....ドイツ、イギリス
- ・アジア・パシフィック.....中華人民共和国、台湾、オーストラリア、シンガポール

3. 報告セグメントの利益の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,085
セグメント間取引消去	32
四半期連結損益計算書の営業利益	2,118

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	623
セグメント間取引消去	23
四半期連結損益計算書の営業利益	647

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
782円70銭	787円63銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部合計額(百万円)	24,496	24,614
普通株式に係る純資産額(百万円)	24,351	24,505
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	59	43
少数株主持分	85	64
普通株式の発行済株式数(株)	38,224,485	38,224,485
普通株式の自己株式数(株)	7,112,564	7,111,748
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	31,111,921	31,112,737

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失 11円41銭	1株当たり四半期純利益 37円49銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 37円44銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、前第3四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(百万円)	354	1,166
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(百万円)	354	1,166
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	31,107,730	31,112,412
潜在株式調整後1株当たりの四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)		37,056
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2円79銭 11円76銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	86	365
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	86	365
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	31,109,572	31,112,189

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年11月5日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	311百万円
1株当たりの金額	10円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年11月30日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2 月 5 日

I D E C 株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹 内 毅 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている I D E C 株式会社の平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの連結会計年度の第 3 四半期連結会計期間（平成21年10月 1 日から平成21年12月31日まで）及び第 3 四半期連結累計期間（平成21年 4 月 1 日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、I D E C 株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第 3 四半期連結会計期間及び第 3 四半期連結累計期間の経営成績並びに第 3 四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

I D E C 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 内 毅 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているI D E C 株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、I D E C 株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。